

## フォーカス：資源使用税の導入

2010年4月22日

グラント・キャッスロ（パートナー弁護士）  
エイダ・ラム（弁護士）

要約：ヘンリー・タックス・レビューは、連邦政府がオーストラリアにおける全ての鉱物および石油採掘に対して資源使用税を導入することを提言するものと広く予想されています。資源使用税がどのように機能するのかを説明し、その適用上起こり得るいくつかの問題につき検討します。

### 事業への影響

- 資源使用税（Resource Rent Tax、以下「RRT」）の導入案はオーストラリアで鉱物・資源採掘にかかわる全ての会社にとって相当な関心事項となるでしょう。
- RRTは、納税者が天然資源の採掘によりもたらした「超過利潤」('super profits')に対して課税されます。「超過利潤」となるための要件があることは、すなわち資源プロジェクトによる内部収益率（経費差引後）が基準値に達するまでは、納税者はRRTを支払わないことを意味します。
- RRTの理論的な基盤は比較的単純ですが、実際の適用は難しくなる可能性があります。（一定の沖合石油事業に適用される）石油資源使用税（Petroleum Resource Rent Tax、以下「PRRT」）を適用した時の経験に基づけば、オーストラリアに現存する多種多様なプロジェクトに対応できるよう十分な柔軟性を確保し、事務手続および法律遵守の負担を最小限に抑え、政策意図の効果的な達成を確実にするためには、RRTの設計および施行に細心の注意が必要となるでしょう。

### 資源使用税とは？

RRTの概念は、天然資源プロジェクトの採掘段階で得られる利潤に対し、かかる利潤がプロジェクトへの投資を刺激するのに必要な収益率を超える場合に課される税として、1970年代半ばにアンソニー・クルーニー-ロス氏およびロス・ガーノー氏によって開発されました。すなわち、RRTは（インフラコストを含む）プロジェクトのコストが回収され、収益率が基準値に達した後に出る全ての「超過利潤」に課されます。

RRTは、あるプロジェクトが適切な内部収益率に達した後に課税するだけであるため、資源プロジェクトに対する他の州税または連邦政府税よりも効率的であると見なされています。プロジェクトにおける利潤が上昇するに従い、そのプロジェクトに対するRRT課税額も上昇します。政府



にとっては、資源価格ブームにより生じる「偶発」利潤の配分を確実に受けることが可能となります。

## PRRT 制度：RRT の実験台

RRT の形態は、沖合石油採掘事業に関連して 1988 年より導入され、1984 年 7 月以降に開発された全くの新規（グリーンフィールド）プロジェクト（但し、1990 年にバス海峡プロジェクトにも拡大）を適用対象としました。その主な特徴は以下の通りです：

- プロジェクトベースの税単位 - プロジェクトの中で生じた出費は、プロジェクト境界内の収益（または、みなし売上）と相殺される。精錬などの下流事業はプロジェクト境界内に含まれず、したがって、下流事業に関連するコストまたはそれによって生じる付加価値は PRRT 支払額を算定する際に含まれない。
- （税金用語における）revenue（収益的支出）であるか capital（資本的支出）であるかを問わず、すべての支出について直ちに控除がみとめられる。
- 利益に対して完全に相殺されない経費は、翌年度に繰り越され、PRRT が適用される前に充たす必要がある内部収益率を計算するために組込まれる。
- PRRT を支払う場合の税率は一律 40% で、また、支払済の PRRT は所得税の控除対象となる。

## RRT の導入可能性

資源産業全体に適用されるべき RRT の概念は、まず 1977 年の労働党プラットフォームの中の政策として採用されました。しかしながら、（陸上および沿岸水域の採掘作業に対するロイヤリティを生産額または資源採掘量に応じて課す）州政府は、当時 RRT の導入に賛同することに消極的でした。従って、連邦政府は、（州政府の管轄外であった）沖合いの水域における PRRT を導入する選択をしました。

州政府が資源ロイヤリティを課す権限を手放すことに消極的であることは、とりわけ、州の間の公平な GST（消費税）分配に関する懸念が RRT の州政府への分配と並行してある状況では、今後も変わることはないでしょう。クイーンズランド州および西オーストラリア州の両政府は、ヘンリー・タックス・レビューに対する意見書の中で、鉱物ロイヤリティ財源が連邦政府に接收されることで州の主権損失となる危険性について言及しました。とりわけ西オーストラリア州政府は、RRT の導入に反対する立場を示しました。

RRT は事業の一部分の利潤に対して課す税金であるため、連邦政府には、州の同意なしに RRT を課す憲法上の権限があるといえます。しかし、州のロイヤリティが撤廃されない場合、税制を簡素化して、より経済効率の良いシステムを導入するという公表された目的は達成されないでしょう。

## RRT の導入から起こる潜在的問題

RRT が導入された場合に対処する必要がある主な課題には以下のようなものがあります：

- 提案された RRT は新規プロジェクトにのみ、あるいは、既存プロジェクトにも適用されるべきか？ 既存プロジェクトに対する RRT の適用は、プロジェクト始動時には存在しない



かった課税を導入することになります。それは「ソブリン・リスク」の要素を伴うものと見なされる可能性があります。もしそれがグリーンフィールドプロジェクトにのみ適用されるならば、州政府（および産業界）は RRT の概念により理解を示すかもしれません。

（しかしながら）当初グリーンフィールドプロジェクトだけに適用したはずの PRRT について言えば、法律が初導入された 3 年後の 1990 年に既存のバス海峡石油プロジェクトが PRRT 制度の対象とされています。

- **収益率が何パーセントに達すると RRT が適用されるべきか？** 収益率は投資を促進するのに必要なリスクフリーの収益率を表すことが意図されています。鉱業プロジェクトの種類によって収益性の範囲が違ってくるため、プロジェクトの種類や採鉱される鉱物の種類によって、収益率の基準値は変わることになるでしょう。
- **プロジェクトはどのように定義されるのか？** RRT の概念は、納税者が行う事業の中で資源の採掘に関する該当部分を特定すること、およびかかる事業から得られる「超過利潤」に対する課税に依拠しています。いったん採掘された資源の輸送または処理にかかわる追加の「付加価値」活動は課税対象として意図されていません。概念上は、いかなる特定のプロジェクトからも採掘段階を識別することはかなり容易に思われるかもしれませんが、実際には、プロジェクトの定義は予想するよりも難しい場合があります。
- **「超過利潤」の水準を決定する際に、プロジェクトの中の活動に関連するどのコストが考慮されるべきか？** 採掘段階に関連している限界コストのすべてが控除可能であると予想する人もいます。しかし、どのコストがプロジェクトに関連するかを確証するには実務上の困難があり得ます。また、実際に認められるコストの種類は租税回避対策の影響を受ける可能性があります。
- **特定のコストがプロジェクトに関連して生じたことを証明するのにどのような記録が必要とされるか？** 実務上、採掘合弁事業の範囲と PRRT 対策上の事業範囲の間には相違がある可能性があります。多くの事業では、税務上定義されるプロジェクト関連コストの控除申請のために事実的根拠を記録または証拠とする目的では記録を保管していないようです。
- **（複数の鉱山または関連インフラの使用を伴う）総合開発案件はどう取り扱われるべきか？** 統合された投資（integrated investment）の様々な部分を企業グループ内の異なる企業が所有する可能性がある場合、これは特に困難な課題です。

## 今後の展開

政府は今後 2、3 週間のうちにヘンリー報告書を公表すると予想されています。鉱業・石油業界の多くが多大な期待をもって報告書と政府の回答を待つでしょう。

詳細は以下の弁護士にお問い合わせ下さい：

**Grant Cathro**

Partner, Melbourne

Ph: +61 3 9613 8644

[Grant.Cathro@aar.com.au](mailto:Grant.Cathro@aar.com.au)

**Igor Bogdanich**

Partner, Melbourne

Ph: +61 3 9613 8747

[Igor.Bogdanich@aar.com.au](mailto:Igor.Bogdanich@aar.com.au)

**Katrina Parkyn**

Senior Associate, Brisbane

Ph: +61 7 3334 3323

[Katrina.Parkyn@aar.com.au](mailto:Katrina.Parkyn@aar.com.au)

**Gerard Woods**

Partner, Perth

Ph: +61 8 9488 3705

[Gerard.Woods@aar.com.au](mailto:Gerard.Woods@aar.com.au)

**Tim Lester (日本語可)**

Partner, Perth

Ph: +61 8 9488 3841

[Tim.Lester@aar.com.au](mailto:Tim.Lester@aar.com.au)

日本語での一般的なお問合せ先：

+61 3 9613 8640

[japanservices@aar.com.au](mailto:japanservices@aar.com.au)